

## 集送乳の合理化及び乳業の合理化目標の設定について

### 1 趣旨

- (1) 国際化が進展する中、我が国酪農・乳業の国際競争力の強化を図るためには、生乳生産コストの低減のみならず、指定生乳生産者団体の広域化に対応した集送乳路線の合理化が十分に進展しておらず、地域間の格差が大きい集送乳コスト  
国際的にも割高であり、削減が計画どおりに進んでいない乳製品の製造販売コスト  
を計画的かつ段階的に引き下げることが必要である。  
また、  
飲用牛乳についても、消費者ニーズが多様化する中で需要の維持・拡大を図る観点から、コスト削減を図ってきたところであるが、今後も引き続きコスト削減に努めることが必要である。
- (2) さらに、食の安全・安心に対する消費者ニーズの一層の高まりに応えるため、牛乳のみならず乳製品についても、その製造過程におけるHACCP手法の導入を推進していくことが必要である。
- (3) 以上のことから、集送乳の合理化の目標として、集送乳等経費にかかる目標を、また、飲用牛乳及び乳製品の製造販売コストの削減とこれを実現するための生産構造にかかる目標を、さらに、安全性の確保等を図る観点からHACCP普及についての目標を明示し、生産者、乳業者の主体的な取組を基本として、行政等関係者が一致してその実現のために努力することとする。

### 2 設定項目(目標)

#### 1) 集送乳の合理化

##### (1) 指標

10年後の達成に向けて努力すべき集送乳合理化の目標として、指定生乳生産者団体の集送乳等経費の削減割合について示す。

#### 集送乳等経費の目標

	目標(平成27年度)
集送乳等経費	現状の ~ %

注1 集送乳等経費とは、各指定生乳生産者団体における集送乳経費、販売手数料、クーラーステーション(以下、CS)管理経費、検査手数料等に係る経費(域外流通量に応じて変動する全国連再委託手数料を除く。)の合計をいい、各種対策経費、賦課金等は含まない。

- 2 集送乳等経費の水準は、単位距離当たりの輸送費など指定生乳生産者団体外部の要因によっても変動するため、これを指定生乳生産者団体が主体的に取り組んだ合理化の成果指標として利用するに当たっては、調査結果から直接得られる値を必要に応じて補正し、このような経営外部の影響をできる限り排除する必要がある。
- 3 上記の理由から、ここでは削減割合のみを目標として明示しているが、参考として指定生乳生産者団体における平成14年度の集送乳等経費をみると、6～15円/kg程度となっている（農林水産省牛乳乳製品課調査から推計）。

## (2) 設定方法

集送乳等経費については、各指定生乳生産者団体における生乳流通及び経費控除の現状を踏まえ、ブロックごとに広域化された指定生乳生産者団体自らの機能強化に向けた取組、集送乳事業の一元管理による集送乳路線の合理化等を見込み、実現可能な経費水準として、一定の幅をもって示す。

なお、集送乳等経費として指定生乳生産者団体等がCS管理経費、検査手数料等を一括して控除した上で、生産者へ精算乳代を支払っている例もあることから、集送乳等経費の総額を基準とする削減目標を示すこととする。

## 2) 乳業の合理化

### (1) 指標

- ア 10年後の達成に向けて努力すべき乳製品工場及び飲用乳工場の整理・統廃合の目標として、工場数の削減割合を示す。(前回に引き続き目標とする工場は、地域特産的なミニプラントを目標の対象とはせず、一定規模(生乳処理量2トン/日)以上の工場のみを対象とする。)

#### 牛乳乳製品工場数の目標

区分 (生乳処理量2トン/日以上)	現状 (平成15年度)	目標 (平成27年度)
乳製品工場数	44	現状の～割
飲用乳工場数	277	現状の～割
全体工場数	321	現状の～割

- イ 10年後の達成に向けて努力すべき製造販売コストの低減の目標として、乳製品（脱脂粉乳、バター）及び牛乳についての製造販売コストの削減割合を示す。

製造販売コストの目標

区分	目標 (平成27年度)
原料用バター	現状の ~ 割
脱脂粉乳	現状の ~ 割
飲用牛乳	現状の ~ 割

- 注1 製造販売コストの水準は、資材価格など乳業の経営外部の要因によっても大きく変動するため、これを乳業が主体的に取り組んだ合理化の成果の指標として利用するに当たっては、調査結果から直接得られる値を必要に応じて補正し、こうした経営外部の影響をできる限り排除する必要がある。
- 2 上記の理由から、ここでは削減割合のみを目標として明示しているが、参考として平成14年度の製造販売コストをみると、原料用バター：180円/kg程度、脱脂粉乳：2,500円/25kg程度、飲用牛乳：50円/l程度となっている（これらには原料乳費、一般管理費及び支払利子は含まない。農林水産省牛乳乳製品課調査から推計）。

- ウ 安全性の確保等を図る観点から、飲用牛乳工場に占めるHACCP対応工場の割合を目標として示す。

また、新たに平成15年度に脱脂粉乳の製造方法にかかる基準が定められたことに鑑み、新たに脱脂粉乳を製造する乳業工場に占めるHACCP対応工場の割合を目標として示すこととする。

飲用乳工場数に占めるHACCP対応工場数の目標水準

(生乳処理量2トン/日以上以上の工場)

	現状 (平成14年度)	目標 (平成27年度)
飲用乳工場に占める割合	62%	割以上

脱脂粉乳を製造する乳業工場数に占めるH A C C P対応工場数の目標水準  
(生乳処理量20トン/日以上の工場)

	現状 (平成16年度)	目標 (平成27年度)
脱脂粉乳を製造する乳業工場に占める割合	0% <sup>注</sup>	割以上

注 脱脂粉乳を製造する乳業工場については、平成16年度からH A C C P承認が取得可能となった(一般的に申請から承認まで1~2年を要す)。

(2) 設定方法

ア 乳業工場数については、地域の実情に応じ、生乳生産及び経済の事情が比較的類似する地域ブロック単位ごとに整理・統合を進めることを前提に、過去の実績等を勘案した大規模層へのシフト(吸収・統合)を見込み、実現可能な工場数として一定の幅をもって示す。

イ 製造販売コストについては、現時点での製造コストの状況、将来における処理規模層別工場数の見込み、製造技術の革新、流通販売等の経費縮減等を考慮の上、実現可能な製造販売コストの水準を一定の幅をもって示す。

ウ H A C C P手法については、規模の大きな工場を中心に普及が進展することを見込み、一定規模以上の飲用牛乳工場及び脱脂粉乳を製造する乳業工場における実現可能な普及水準を示す。

3 目標達成に向けての取組

1) 集送乳の合理化

集送乳等経費の低減の具体的な目標の実現に向けて、集送乳路線の合理化、生乳生産情報の一元管理、生乳受託販売業務にかかる機能及び施設の集約化、生産者に対する情報開示等を内容とする、指定生乳生産者団体自らが策定する機能強化に向けた取組(中期目標)に即した一層の合理化努力を促すとともに、行政においてもそのために必要な施策等を実現する。

2) 乳業の合理化

製造販売コスト低減等の具体的な目標の実現に向けて、引き続き乳業工場の再編・合理化等乳業者の一層の合理化努力を促すとともに、行政においてもそのために必要な施策等を実現する。